

吹田市飲用井戸等衛生管理運営指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内に設置されている飲用水を供給する井戸等の給水施設の衛生確保を図るため、井戸等の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）並びに利用者に対する適正な管理に関する指導、啓発及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要領において対象とする施設は、市内に設置されている飲用水を供給する井戸等の給水施設（ただし、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）の適用を受ける施設を除く。）であって、地下水、表流水及び湧水を水源とする施設（以下「飲用井戸等」という。）をいう。

(実態の把握)

第3条 設置者等は、飲用井戸等の設置場所、設置数、利用状況及び管理状況等に関する情報を提供するなど、市に協力するものとする。

(管理基準)

第4条 設置者等は、次の各号に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めなければならない。

(1) 清潔の保持

- ア 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないように適切な措置を講じること。
- イ 飲用井戸等の井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等及びその周辺の点検を定期的に行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
- ウ 飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

(2) 水質検査

- ア 設置者等は、飲用井戸等の使用を開始する前に、水道法第4条の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）について検査を行い、これに適合することを確認すること。
ただし、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒドについては、当該飲用井戸等の周辺の地下水等からこれらの物質が検出されていない場合及び消毒を行っていない場合並びに（4S，4aS，8aR）-オクタヒドロ-4，8a-ジメチルナフタレン-4a（2H）-オール（別名ジェオスミン）及び1，2，7，7-テトラメチルビシクロ〔2，2，1〕ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）については、湖沼等の停滞水源を水源としない場合は、検査を省略できるものとする。
- イ 設置者等は、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全

有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する定期の水質検査を毎年1回以上行うこと。

ウ 設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたときは、水質基準項目のうち必要なものについて臨時の水質検査を行うこと。

エ 設置者等は、水質検査を依頼する場合は、次の者に依頼して行うこと。

（ア） 水道法第20条第3項ただし書に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者

（イ） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき建築物における飲料水の水質検査を行う事業の知事の登録を受けた者

オ 設置者等は水質検査等を行ったときは、その結果を保存すること。

（3） 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市に連絡し指導を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合は、市に連絡し指導を受けること。ただし、別表1に定める項目については、水質基準以下であっても検出された場合には、市に連絡し指導を受けること。

ウ 設置者等は、別表2に定める項目が検出された場合は、市に連絡し指導を受けること。

（汚染された飲用井戸に対する措置）

第5条 市は、前条第3号の規定に基づく設置者等からの連絡を受けた場合又はその飲用井戸等の汚染を発見した場合は、必要な措置を講じるものとする。

（指導・啓発等）

第6条 市は、設置者等及び利用者に対し、この要領に定める管理基準に従い適正な管理を実施するよう指導を行うとともに正しい知識の普及を図るものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月17日から施行する。

別表 1

カドミウム
シアン化物イオン及び塩化シアン
鉛
六価クロム
砒素
総水銀
ジクロロメタン
四塩化炭素
1, 2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
ベンゼン
セレン
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
ふっ素
ほう素
1, 4-ジオキサン
亜硝酸態窒素

別表 2

全シアン
アルキル水銀
PCB
塩化ビニルモノマー
1, 2-ジクロロエタン
1, 1-ジクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン
1, 1, 2-トリクロロエタン
1, 3-ジクロロプロペン
チウラム
シマジン
チオベンカルブ